

弘前市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 弘前商工会議所及び特定非営利活動法人コミュニティネットワークキャストは、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、弘前市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、弘前商工会議所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、弘前市が作成する基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項と、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議し、弘前市中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。

(活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 弘前市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画(法第9条第10項に規定する認定基本計画をいう。)及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) 法第40条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画に関する協議
- (3) 中心市街地活性化に関する事業の総合調整
- (4) 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- (5) 中心市街地活性化に係る活動の企画及び実施
- (6) 中心市街地活性化に寄与する調査研究
- (7) その他中心市街地の活性化に関すること

(協議会の構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する(以下「構成員」という。)

- (1) 弘前商工会議所
- (2) 特定非営利活動法人コミュニティネットワークキャスト
- (3) 弘前市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

(入会)

第7条 構成員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申し込み、協議会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 協議会は、構成員から会費を徴収することができる。

- 2 会費の額、納入方法その他会費に関する事項は、会長が別に定める。

(退会)

第9条 構成員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければな

らない。

- 2 構成員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第10条 構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、協議会において次条第1項各号に掲げる者(以下「委員」という。)の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 協議会の名誉を毀損し、又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(2) 会費を1年以上納入しないとき。

- 2 前項第1号の規定により構成員を除名しようとするときは、除名の議決を行う協議会において、その構成員に弁明の機会を与えなければならない。

(協議会の組織)

第11条 協議会の組織は、次の委員をもって組織する。

(1) 弘前商工会議所が指名する者 若干名

(2) 特定非営利活動法人コミュニティネットワークキャストが指名する者 若干名

(3) 弘前市が指名する者 若干名

(4) 第6条第4号の規定による当該構成員が指名する者 1名

(5) 第6条第5号の規定による当該構成員が指名する者 1名

- 2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

- 3 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合は、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、弘前商工会議所会頭をもって充てる。

- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は2名とし、会長が指名する者をもって充てる。

- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位により、その職務を代理する。

- 6 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 7 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第13条 協議会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。

- 3 会議は、原則として公開とする。

- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

- 6 前各項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会

長が定める。

(運営会議の設置)

第 1 5 条 協議会は、その活動について必要な協議又は調整を行うために運営会議を設置することができる。

2 運営会議の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 1 6 条 協議会の事務を処理するために、協議会に事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、弘前商工会議所が処理する。

(経費)

第 1 7 条 協議会の運営に関する経費は、協議会の予算の定めるところにより、会費、補助金、負担金、事業収入及びその他の収入によるものとする。

(財務)

第 1 8 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

2 その他財務に関し必要な事項は、会長が定める。

(監査)

第 1 9 条 協議会の出納を監査するため、会計監事を 2 名置く。

2 会計監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。

3 会計監事は、第 1 項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長及び副会長並びに各委員に報告しなければならない。

4 会計監事の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

5 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

(解散の場合の措置)

第 2 0 条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、弘前商工会議所がこれを決算する。

(委任)

第 2 1 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 2 0 年 1 月 3 0 日から施行する。

2 協議会設立時の会長及び副会長並びに会計監事の任期は、第 1 1 条第 2 項、第 1 2 条第 6 項及び第 1 9 条第 4 項の定めにかかわらず、平成 2 0 年 3 月 3 1 日までとする。

3 協議会設立初年度の会計年度は、第 1 8 条第 1 項の定めにかかわらず、設立日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までとする。